

## 「令和 5 年度 省エネルギー設備投資に係る利子補給金」の取扱い開始について

この度、当金庫は経済産業省が実施する「令和 5 年度 省エネルギー設備投資利子補給金」の指定金融機関に採択されました。本事業は省エネルギー設備の新設・増設など、要件を満たした取り組みに係る融資に対し、最長 10 年間、最大 1.0%の利子補給金が交付されるというものです。

当金庫は本制度を活用した融資により地域の中小企業の皆様の省エネルギー化に向けた取り組みを積極的に支援してまいります。省エネルギーに係る設備投資をご検討中のお客様はぜひともご相談ください。

当金庫は SDGs が目指す「持続可能な社会の実現」に向け、今後もお客様のニーズに応じたサービスを提供し、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

### 【制度概要】

|         |   |
|---------|---|
| 事業名     | 令和 5 年度省エネルギー設備投資利子補給金  |
| 対象事業者   | 国内において事業活動を営んでいる法人または個人事業主  |
| 対象事業    | 当金庫が行う融資で以下のいずれかの要件を満たす事業<br>・エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業<br>・省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が 1%以上改善される事業<br>・データセンターのクラウドサービス活用や EMS の導入等による省エネルギー取組に関する事業   |
| 融資利率    | 当金庫所定利率（固定金利）   |
| 利子補給率   | 最大 1.0%   |
| 利子補給期間  | 最長 10 年間  |
| その他     | ・受付期間内に融資計画書を提出する必要がございます。<br>第 1 回：2023 年 5 月 26 日（金）～ 6 月 23 日（金）<br>第 2 回：2023 年 6 月 30 日（金）～ 8 月 10 日（木）<br>第 3 回：2023 年 8 月中旬～ 9 月下旬（予定）<br>第 4 回：2023 年 10 月上旬～11 月上旬（予定）<br>※予算額に達した場合、予算額に達した受付期間をもって、融資計画書の受付は終了となります。<br>・ご利用に関しては当金庫所定の審査がございます。 |
| SDGs 目標 |  <b>7</b> エネルギーをみんなに<br>そしてクリーンに<br> <b>13</b> 気候変動に<br>具体的な対策を                      |